

放課後児童クラブ ひとり親非課税世帯の保護者負担金の 減免を開始しました



市では、住民税が非課税のひとり親世帯の経済的負担軽減を目的に、令和2年9月から放課後児童クラブ保護者負担金の半額免除制度を開始しました。減免の対象となる方は、市内に住所を有し、住民税が非課税のひとり親世帯となります。新年度の減免申込を希望する方は、入所申込時（7ページ参照）に次の書類の提出が必要となります。

- 申請書類 ①放課後児童クラブ保護者負担金減免申請書 ②非課税証明書
※減免申請書の用紙はこども課でお受け取りいただけます。
- 注意事項 市税などに滞納がある場合は、減免を受けることができません。
- お問合せ こども課 ☎0297(21)2191

坂東市 結婚新生活 支援補助金

新婚さんの新生活を応援します

市内で新たに結婚生活を始めるための新居の購入費や家賃、引越費用の一部を助成します。

どんな世帯(夫婦)が対象なの？

次の全ての条件を満たす世帯(夫婦)です。

- ・令和2年1月1日から令和3年3月31日までの間に婚姻届を提出していること
- ・夫婦ともに婚姻日における年齢が34歳以下であること
- ・夫婦の年間所得の合計が340万円未満で市税等の滞納がないこと
- ・新居が市内にあること
- ・他の公的制度による家賃補助などを受けていないこと

どんな費用が対象なの？

- ①住居の購入費用（新築または中古住宅の購入費用）
- ②住居の賃借費用（家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料など）
- ③新居への引越費用（引越業者または運送業者に支払った費用）

いくら補助を受けられるの？

- ①～③を合わせて1世帯あたり上限 **30**万円

申請方法は？

まずは企画課までお問合せください！

※市ホームページからもご確認いただけます▶



- お問合せ 企画課 ☎0297(21)2181